

<資料 2>

県・市町村によるＤＸ推進体制構築業務委託 仕様書

1 業務名

県・市町村によるＤＸ推進体制構築業務委託

2 目的

本事業は、市町村におけるＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）の推進を県が外部人材を派遣して支援することを通じて、その支援手法としての課題やノウハウ等を整理し、今後構築する「デジタル人材を県と市町村が共同活用する広域的な仕組」のあり方を具体化させるために行う。

3 委託期間

契約締結の日から令和８年３月１６日まで

4 委託料

６，０００，０００円以内とする（消費税額及び地方消費税額を含む。）

5 委託事業の内容

受託者は、県が選定する市町村（以下「支援対象団体」という。）のＤＸ推進に関する課題を踏まえ、適切な人材によりその解決を支援するとともに、当該支援を通じて、デジタル人材を県と市町村が共同活用する広域的な仕組みとその活動についての調査・検討を行う。

（１）支援対象団体へのデジタル人材派遣によるＤＸ推進支援

受託者は市町村におけるＤＸ推進に必要な知見や経験を有するデジタル人材を確保の上、当該人材を支援対象団体に派遣する等により助言・技術支援を行い、当該団体の職員と協力してその課題解決に当たること。

①支援対象団体数

４団体

②支援案件の例（支援対象団体からのヒアリングに基づく）

支援案件	支援の内容	支援対象団体数
ＤＸ推進計画等、全体戦略の策定	計画範囲の設定、ＤＸ推進にかかる庁内気運醸成、計画策定に関する助言、計画内の取組の優先順位付け、先行事例等情報提供 等	３団体

支援案件	支援の内容	支援対象 団体数
B P R（業務 フロー見直 し）導入	導入業務の決定、導入に必要な研修実施、導入に必要なノウハウの提供 等	1 団体

③支援方法

- 受託者は支援開始前に、県が行う支援対象団体との支援計画策定にかかる打ち合わせに同行し、支援事項の明確化を行って支援計画の案を策定し、支援開始前に県の了解を得ること。
- 受託者は支援対象団体の課題に応じた人材により支援を行うこと。
- 支援回数は1団体あたり10回程度を目安とするが、他の支援案件の状況を踏まえて調整できるものとする。
- 1団体あたりの支援期間・頻度は課題の内容等に応じて調整できるものとする。
- 支援はオンライン・対面の両形式で行うこととし、両形式の回数とそのタイミングは受託者が支援対象団体と調整すること。
- 受託者は支援を行った都度、支援報告書を県に提出すること。
- 支援活動には、支援対象団体が本事業による支援の終了後に引き続き自ら支援課題の解決を進めていくことができるよう、それに必要な工程を設定することも含めること。（知識、技能等の提供も含めること。）
- 支援にあたっては、必要に応じて県職員が同行するものとする。
- 支援対象団体には、支援の受け入れにあたって団体側で準備が必要な事項を次のとおり依頼しているものであること。
 - 研修等を行う場合は、内容設定、参加者調整、会場確保、設営等
 - 庁内への説明役・アテンド役・調整役となる担当職員の確保

（2）県・市町村による外部人材の共同活用の仕組みへの提案

受託者は、支援対象団体の支援を通じて得た、外部人材による支援を行う上での課題・ノウハウを整理するとともに、受託者の知見を生かして令和8年度以降における県・市町村による外部人材の共同活用の仕組みとその活動がどうあるべきかについて提案を行うこと。

6 体制・役割

（1）委託者、受託者、支援対象団体の役割

委託者（県）	支援対象団体の選定、支援計画の決定、事業全体の進行管理、本支援を通じて得られた知見の市町村との共有
--------	---

受託者（支援事業者）	支援計画案の作成、支援人材の確保・派遣、支援の実施、「県・市町村による外部人材の共同活用の仕組み」とその活動がどうあるべきかについての提案
支援対象団体（市町村等）	支援対象課題の明確化、受託者への協力、本支援以後の課題解決にかかる自走

（２）業務責任者の設置とその役割

- 受託者は本業務を管理し委託者との連絡に当たる業務責任者を１名配置すること。
- 受託者は連絡窓口・責任者を明示した体制表を提出すること。
- 業務責任者は業務の進捗状況等について、県との打合せを毎月行うこと。この打合せは原則としてWeb会議で実施するが、四半期に１回、県庁において対面で行うものとする。

７ 成果物（業務実績報告書）

本業務の業務実績報告書（紙媒体１部と電子媒体（ＣＤ－Ｒ等））を令和８年３月１６日までに県に納品すること。

８ スケジュール（案）

５月	支援対象団体と支援計画にかかる打ち合わせ。支援計画の決定
５月～Ｒ８．３月	支援対象団体の支援
８月～９月	支援状況の中間報告 「県・市町村による外部人材の共同活用の仕組み」とその活動がどうあるべきかについての中間提案
３月	報告書納品（支援実績の報告と「県・市町村による外部人材の共同活用の仕組み」とその活動がどうあるべきかについての提案）

９ 秘密の保持

本業務の実施に際して知り得た情報については、目的外の利用や第三者に開示、漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ県の承認を得たとき、又は受託者の責めに帰すべき事由によらずして公知となったときは、この限りでない。

１０ 再委託

受託者は、委託業務の処理を一括して他の事業者へ委託してはならない。委託業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ県の承諾を得ること。

１１ その他

- 受託者に業務を継続させることが困難と県が判断した場合は、協議の上、契約を解除することがある。

- 報告書をはじめとする成果物の著作権は、県に帰属するものとする。
- 本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議の上定めるものとする。